

2 循 第 754 号
令和 3 年 3 月 2 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会会長 様

愛媛県県民環境部長
(公印省略)

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例施行規則の一部改正について (通知)

本県の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (令和 3 年愛媛県規則第 3 号) が令和 3 年 2 月 26 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されますので、お知らせします。

つきましては、貴機関の会員等へ周知いただくとともに、円滑な施行に御協力をお願い致します。

記

1 改正の趣旨

環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 第 16 条第 1 項に基づく環境基準について、平成 23 年環境省告示第 95 号、平成 26 年環境省告示第 40 号及び平成 26 年環境省告示第 127 号により「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号) の一部が改正されており、同様に令和 2 年環境省告示第 44 号により「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号) の一部が改正され、土壌環境基準項目及び地下水環境基準項目であるカドミウムの基準値及び測定方法並びにトリクロロエチレンの基準値が変更されたことを踏まえ、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則 (平成 12 年愛媛県規則第 36 号) 別表第 1 に規定する土砂基準及び同規則別表第 2 に規定する水質基準の基準値及び測定方法を同様に変更するものです。

2 改正の内容

別紙のとおり

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
産業廃棄物係
TEL 089-912-2358
FAX 089-912-2354

